

資料

会社更生法改正要綱試案についての意見（二・完）

宗 田 親 彦

総則関係

- 第1 更生事件の管轄及び移送
- 1 原則的管轄
- 2 本店所在地の競合管轄
- 3 親子会社の特則
- 4 連結会社の特則
- 5 大規模裁判所の競合管轄
- 6 複数の管轄裁判所の調整
- 7 専属管轄
- 8 更生事件の移送
- 9 更生債権等確定訴訟の移送
- 第2 職権送達規定の見直し
- 第3 公告の方法
- 第4 送達に代わる公告の見直し
- 第5 監督行政庁に対する通知の見直し
- 第6 更生手続開始の登記等の廃止

- 第7 登記・登録の嘱託に関する事務の書記官権限化
- 第8 更生手続開始前の牽連破産の場合における共益債権の財団債権化
- 第9 事件に関する文書等の閲覧等
- 1 文書等の閲覧等の請求
- 2 閲覧等の請求の時期的制限
- 3 支障部分の閲覧等の制限
- 第10 最高裁判所規則への委任
- 第11 更生手続の開始関係
- 1 包括的禁止命令
- 2 発令要件
- 2 一定の範囲に属する更生債権等の除外
- 3 係属中の強制執行等に対する効力
- 4 係属中の滞納処分等に対する効力
- 第12 保全段階における中止した手続等の取消しの制度
- 1 他の手続等の中止命令により中止した手続等の取消し

- 2 包括的禁止命令により中止した手続等の取消し
- 第13 保全段階における商事留置権消滅請求
- 第14 更生手続開始の条件
- 第15 株主に対する送達の見直し
- 第16 労働組合・使用人代表の手続関与
- 第17 法務大臣及び金融庁長官の手続関与
- 第18 営業の全部又は重要な一部の譲渡についての規律
- 1 更生手続によらない営業の全部又は重要な一部の譲渡の禁止
- 2 更生計画認可前の営業の全部又は重要な一部の譲渡
- 第19 取締役及び監査役の報酬
- 1 取締役の報酬
- 2 監査役の報酬
- 3 報酬の額
- 第20 取締役の競業行為の承認権限
- 1 管財人による承認
- 2 取締役が管財人に選任された場合の特例
- 更生手続の機関関係
- 第21 管財人、管財人代理、保全管理人代理の選任
- 第22 数人の管財人の職務執行の見直し
- 第23 管財人等による更生会社の子会社等の調査権
- 第24 保全段階における請求権の共益債権化
- 1 保全管理人の行為によって生じた請求権の共益債権化
- 2 監督委員による共益債権化の承認
- 第25 監督委員の意見書の提出
- 第26 調査委員制度の整備……………(以上七五卷一〇号)
- 第27 更生計画によらない弁済の制度
- 第28 議決権の算定における無利息債権の中間利息分の取扱い
- 第29 使用人の預り金の取扱い
- 第30 劣後的更生債権制度の廃止
- 1 更生手続開始後の利息等
- 2 開始後債権
- 3 更生手続開始前の罰金等
- 第31 担保権の実行禁止の一部解除
- 1 一部解除の許可
- 2 裁判所への報告
- 第32 更生債権及び更生担保権の調査及び確定の手続
- 第33 更生担保権に係る担保権の目的の価額の争いに関する手続
- 1 価額の決定の申立て
- 2 価額の決定の裁判
- 3 不服申立て
- 4 査定の上立てとの調整
- 5 価額の決定の裁判の拘束力
- 第34 後順位担保権者の更生担保権確定訴訟の帰趨と更生担保権額
- 第35 社債権者の手続参加
- 1 社債管理会社による届出のあったこと等の公告
- 2 議決権行使の届出
- 3 議決権行使の届出がされなかった社債に係る議決権
- 4 更生債権者表等への記載

更生債権、更生担保権等の各種の権利の取扱い関係

- 第36 代理委員
 - 1 代理委員の選任命令
 - 2 職権による代理委員の選任
- 第37 関係人集会
 - 1 財産状況報告集会制度の創設
 - 2 関係人集会の招集
 - 3 審理のための集会と決議のための集会の一体化
- 第38 議決権の不統一行使
- 第39 基準日による議決権者の確定
 - 1 基準日の指定
 - 2 基準日の公告
- 第40 関係人委員会（仮称）
 - 1 管財人による関係人委員会（仮称）の意見の聴取
 - 2 管財人の関係人委員会（仮称）に対する報告義務
 - 3 報告命令の申出
 - 4 費用の償還
- 第41 社債管理会社の費用償還請求権及び報酬請求権
 - 1 費用償還請求権の共益債権化の事前許可
 - 2 費用償還請求権の共益債権化の事後許可
 - 3 報酬請求権の共益債権化の許可
- 更生会社の財産の調査及び確保関係
 - 第42 財産評定及び更生担保権に係る担保権の目的の評価
 - 1 財産評定における評定の在り方
 - 2 企業全体価値の評定
 - 3 清算を前提とする評定
 - 4 更生担保権に係る担保権の目的の評価基準
- 第43 担保権の目的である財産の特別な換価制度（仮称）
 - 1 申立て
 - 2 担保権の消滅時期
 - 3 裁判所による配当等の手続
 - 4 価額決定の申立て
- 更生計画関係
 - 第44 更生計画による更生債権等の弁済期間
 - 第45 更生計画に基づいて発行する社債の償還期限
 - 第46 更生計画に基づいてする新株発行
 - 第47 更生計画案の提出時期
 - 1 管財人の提出時期
 - 2 更生会社、更生債権者、更生担保権者及び株主の提出時期
 - 3 提出時期の変更
 - 第48 書面投票制度
 - 第49 書面による決議
 - 第50 更生計画案の可決要件
 - 第51 更生計画認可の決定に対する株主の即時抗告権
 - 更生計画認可後の手続、更生手続の廃止関係
 - 第52 更生手続の終結時期（終結要件）
 - 第53 更生手続終了後の査定の手続及び異議訴訟の帰趨
 - 1 査定の手続の帰趨
 - 2 異議訴訟の帰趨
 - 第54 更生手続終了後職権破産宣告までの間の財産保全
 -（以上本号）

更生債権、更生担保権等の各種の権利の取扱い関係

第27 更生計画によらない弁済の制度

少額の更生債権又は更生担保権について、これを早期に弁済することにより更生手続を円滑に進行することができるときは、第一一二条の二第四項、第一二三条第三項)に加えて、これを早期に弁済しなければ更生会社の事業の継続に著しい支障を来す場合にも、裁判所は、更生計画認可の決定をする前でも、管財人の申立てにより、その弁済をすることを許可することができるものとする。

〈結論〉

現行法の要件に、さらに加える必要はないように思う。加えるときは、緊急性や債権者の多数の同意など嚴重な要件を設ける必要がある。

〈理由〉

試案は、現行法の要件(一二二条の二)を拡大して、「更生会社の事業の継続に著しい支障を来す場合」にも更生計画認可前の弁済を可能とするものであるが、これは一般論としては妥当な方法にみえるが、これでは、大会社た

る債権者や大口債権者に更生計画によらない弁済の道を開いたことになり(スポンサーになる代わりに早期弁済をせよと迫る)、これが増加すると更生計画による平等弁済を原則とする骨格が崩れる危険がある。

第28 議決権の算定における無利息債権の中間利息分の取扱い

更生手続開始後に期限が到来すべき確定期限付債権で無利息のものを有する更生債権者等は、更生手続開始の時から期限に至るまでの期間の年数(その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に応じた債権に対する法定利息を債権額から控除した額の議決権を有するものとする(民事再生法第八七条第一項第一号参照)。

〈結論〉

賛成する。

〈理由〉

民事再生法八七条第一項第一号と同様であり妥当である。この計算が誤って届出られることが多く、これを是正して議決権額について法定多数に影響を及ぼすことはほとん

どないためである。

第29 使用人の預り金の取扱

給料請求権が更生手続開始前六月間の範囲で共益債権とされていること（第一一九条後段）との均衡を図るため、使用人の預り金のうち、共益債権となる範囲を、更生手続開始前六月間の給料の総額に相当する額又は当該預り金の額の三分の一に相当する額のいずれが多い額とし、その余は一般の優先権ある債権とするものとする。

〈結論〉

賛成する。

〈理由〉

法一九条後段は預り金を全額共益債権とする。しかし、この社内預金は、給料（開始前の六ヶ月分、一九条後段）や退職金（六ヶ月分の給料相当額又は退職金の三分の一のいずれが多い方、一九条の二）と比較して厚遇すぎであるので、これらとバランスを保つように改正してよい。

第30 劣後的更生債権制度の廃止

劣後的更生債権の制度（第一二二条）を廃止して、現行法において劣後的更生債権とされている請求権については、次のように取り扱うものとする。

1 更生手続開始後の利息等

第一二一条第一項第一号（更生手続開始後の利息）、第二号（更生手続開始後の不履行による損害賠償及び違約金）及び第二号（更生手続参加の費用）の請求権については、債権の届出、調査及び確定並びに組の分類の点において通常の更生債権とは区別せず、当然に他の更生債権に後れるものともしないが、他方で、議決権は有しないものとし、更生計画において衡平を害しない限り別段の定めをすることができるとする（民事再生法第八四条第二項、第八七条第二項、第一五五条第一項参照）。

2 開始後債権

第一二一条第一項第四号（更生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権）の請求権については、「開始後債権」とし、更生手続が開始された時から更生計画で定められた弁済期間が満了する時

までの間は、弁済等を行うことができず、更生会社の財産に対する強制執行等の申立てはすることができないものとする（民事再生法第一二三条参照）。

3 更生手続開始前の罰金等

第一二一条第一項第五号（更生手続開始前の罰金、料料、刑事訴訟費用、追徴金及び過料）及び第6号（更生手続開始前の租税等で届出のないもの）の請求権については、劣後的更生債権という名称を改めるほかは、現行法における取扱いを維持するものとする（民事再生法第八七条第二項、第九七条、第一五五条第三項、第一七八条ただし書、第一八一条第三項参照）。

（注） 国税徴収法又は国税徴収の例によって徴収することができる請求権（第一二一条第二項ただし書参照）については、通常の租税等の請求権（第一二二条）と区別しないものとする。

〈結論〉

賛成する。

〈理由〉

民事再生法には劣後的債権の規定はない。劣後的債権は破産の免責の対象とするために導入したものであり、その

時に会社更生法も同様に定めたものであるから、これらを一括して劣後的債権とする合理性はない。そこで試案のように類型化して処理してよい。1については、一般の更生債権として、議決権を認めないこととし、弁済は二二九条但書で通常の更生債権とは別段の定めをすることができるとするのが妥当である。2については、開始後債権で共益債権にあたらないものであり、これには更生債権の性質はないから、更生計画の弁済が終了するまでは弁済がうけられない（民事再生法一二三条第二項も同じ）。3のうち、罰金等は現行法でも一二一条第一項第五号・第三項、二四一条等から劣後的債権の名は相応しくない。また3のうち租税債権は一二一条第一項六号・第二項、一二二条、二四一条等からこれも優遇されており、また免責もされず（但し未届出に限る）、これも劣後的債権とはいえない。そこで、この両者の取扱いは現行法どおりとして、名称のみを改めることがよい。

第31 担保権の実行禁止の一部解除

1 一部解除の許可

裁判所は、特定の更生会社の財産が事業の更生のために必要なものでないことが明らかであるときは、

第六七条第一項の規定にかかわらず、更生計画案について決議をするための関係人集会を招集する旨の決定又は更生計画案を書面による決議に付する旨の決定がされるまでの間において、管財人の申立て又は職権により、当該財産の上に存する担保権について、その実行としての競売手続を行うことを許可することができるものとする（第六七条第六項参照）。

2 裁判所への報告

管財人は、更生担保権者から1の申立てをすべきことを求められたときは、直ちにその旨を裁判所に報告しなければならないものとし、申立てをしないこととした場合には、遅滞なくその事情を裁判所に報告しなければならないものとする（第一一二条の二第一項・第三項参照）。

（注1） 更生担保権者等に対する弁済は禁止されている。ことから（第一二三条第三項、第一一二条）、配当等の実施までを行うことができないものとする。

（注2） 同様に担保権者の保護を目的とする制度として、更生担保権に係る担保権の目的が金銭債権であるときは、更生担保権者は、第三債務者に対して、その弁済金額を供託させることができる（民法第三六七条第三項参照）

ものとするとの制度を設けるか否かについては、なお検討する。

〈結論〉

賛成する。

〈理由〉

更生会社の特定の財産で事業の更生のために不要なものは、担保権者により競売をさせてもよいので賛成する。競売申立ての許可は管財人に限り、担保権者は管財人にそれを求めることができるにとどまることよい。その場合に、申立てをしなかった管財人はそれを求めた担保権者へ事実上の通知をすれば足りる（第一一二条の二第三項に類似の規定あり）。

第32 更生債権及び更生担保権の調査及び確定の

手続

更生債権及び更生担保権については、民事再生法と同様に、管財人が作成した認否書及び届出をした更生債権者若しくは更生担保権者又は株主の書面による異議により調査を行うものとし、管財人が認めず、又は届出をした更生債権者等が異議を述べた更生債権等に

つては、査定の手続及び査定の申立てについての裁判に対する異議の訴えにより確定を行うものとする（民事再生法第一〇〇条から第一〇六条まで参照）。
 （注）民事再生法と同様に、議決権の額に関する確定訴訟は認めないものとし、異議の申述がされた場合には、裁判所が議決権を行使させるかどうか及びいかなる額につき議決権を行使させるかを定めるものとする（同法第一一七条第三項、第一七二条第四項参照）。

〈結論〉

賛成する。

〈理由〉

更生管財人に届出のない債権についてまで認否書を作成させることの是非であるが、認否を漏らしたときは損害賠償となる。しかし管財人が届出はないが知っていて不記載にしたときに損害賠償の対象となるので、これは管財人に高度の調査義務を課すことにはならず、また民事再生法第一〇一条第三項に同様の規定がある。また、民事再生法と同様に届出のない債権について管財人が自認した債権については、積極的に手続に参加したものではないから、更生計画案の提出権、計画案の議決権、他の更生債権等に対する

異議権は認めないのが妥当である（民事再生法一七一条第四項、一七二条第三項、一〇二条第一項、一〇三条第四項、一六三条第二項参照）。

第33 更生担保権に係る担保権の目的の価額の争

いに関する手続

1 価額の決定の申立て

更生担保権の調査において、担保権の目的の価額について管財人が認めず、又は届出をした更生債権者等が異議を述べた場合には、更生担保権の査定の申立て（第32参照）をした者は、担保権の目的の価額の決定のため、当該管財人及び当該異議を述べた者の全員を相手方として、裁判所に価額決定の申立てをすることができるものとする。^{（注1）}

2 価額の決定の裁判

1の価額決定の申立てがあつた場合には、裁判所は、当該申立てを不合法として却下する場合を除き、決定で、担保権の目的の価額を定めなければならないものとする。^{（注2）（注3）}

3 不服申立て

1の価額決定の申立てについての裁判に対しては、

即時抗告をすることができるものとする。

4 査定の上立てとの調整

1 の価額決定の上立てがあつた場合には、当該上立てについての裁判が確定するまでの間は、更生担保権の査定の上立てについての裁判（第32参照）は、することができないものとする。

5 価額の決定の裁判の拘束力

更生担保権の査定の際及び査定の上立てについての裁判に対する異議の訴え（第32参照）の手續においては、2 の決定に拘束されるものとする。

（注1） 価額の決定の上立てについては、时期的制限を設けるものとする。

（注2） 管財人及び異議者の審尋、送達等について、所要の規定を整備するものとする。

（注3） 評価人による評価（民事再生法第一五〇条第一項参照）又は鑑定人による鑑定を必要のものとするか否か、評価又は鑑定に要する費用等を誰にどのような範囲で負担させるかについては、なお検討する。

〈結論〉

賛成する。

〈理由〉

担保権の異議の多くは目的の価格の争いであるから、価格決定の上立てを早期の段階で出させて確定して（異議は即時抗告のみ）おくことがよい。ただ、同一目的の上位の担保権者と下位の担保権者の各申立てを各別に許さず、併合し、査定決定は管財人及び同一目的の担保権者の全員に及ぶとすることがよい。

第34 後順位担保権者の更生担保権確定訴訟の帰趨と更生担保権額

更生担保権の調査において、先順位の担保権に係る更生担保権の額が（その被担保債権の額が担保権の目的の価額を超えるとして）担保権の目的の価額と同額で確定したのに対し、後順位の担保権に係る更生担保権の額は確定せず、更生担保権の確定手續がとられた場合に、当該確定手續において立証があつた担保権の目的の価額が、先順位の担保権に係る更生担保権の額の確定の際に前提としていた担保権の目的の価額より高額であるときでも、先順位の担保権に係る更生担保権の額は、確定したまま変動しないものとし、また、後順位の担保権に係る更生担保権の額については、次

のようにするものとする。

甲案 立証があつた担保権の目的の価額から、先順位の担保権の被担保債権の額を控除した額とする。

乙案 立証があつた担保権の目的の価額から、先順位の担保権に係る確定更生担保権の額を控除した額とする。

〈結論〉と〈理由〉

この場合の上位の担保権と下位のそれは、現行法によれば、それぞれ相対的に(別個に)確定するから、先順位の更生担保権額は変動しないと賛成し、甲案と乙案については、下級審の裁判が分かれており(甲案・東京地判平成一三年七月一日・判例時報一七六四号一三三頁、乙案・横浜地判昭和五六年五月一八日・金融・商事判例六三二号六頁)、管財業務から、政策上甲案の必要性について相当程度理解できるが、乙案に賛成する。すなわち、増額分を、更生債権者や株主に配当すると、後順位担保権者は、固定した上順位の更生担保権額以上の額を控除されること、後順位者は自己の確定手続で、確定した先順位の担保権の目的の額以上の額であることが立証されたのであり、

この利益は後順位の担保権者に帰してよいと考えられること、後順位者は担保権者であるので、目的の価値は更生債権者より優先して取得できることから、乙案が妥当である。甲案は、乙案によると後順位担保権者からの確定手続が増加することに対する懸念であろうが、しかし乙案の上記の根拠を覆せない。

なお、更生担保権の開始時の目的の評価について、手続中に統一した価額とする決定手続(異議も含めて)を設け、かつ各担保権確定手続を同一手続で行う制度にすることがよい。

第35 社債権者の手続参加

1 社債管理会社による届出のあつたこと等の公告

商法第二九七条に規定する社債管理会社^(注1)が同法第

三〇九条第一項及び第三〇九条ノ五に基づき社債権者のために各別に社債権者を表示することなく更生債権又は更生担保権の届出を行った場合には、裁判所は、更生債権等の届出期間の満了後遅滞なく、次に掲げる事項を公告しなければならないものとする。

(1) 当該届出のあつた社債を有する者は、更生計画案について決議をするための関係人集会を招集す

る旨の決定又は更生計画案を書面による決議に付する旨の決定がされるまでの間に、その氏名又は名称及び住所並びにその有する社債の金額、債券の番号その他当該社債を特定するに足りる事項を裁判所に届け出ること（以下「議決権行使の届出」という。）ができる旨

(2) 議決権行使の届出をしない者は、関係人集会において議決権を行使することができない旨

2 議決権行使の届出

1 の届出がされた社債を有する者は、更生計画案について決議をするための関係人集会を招集する旨の決定又は更生計画案を書面による決議に付する旨の決定がされるまでの間に、議決権行使の届出をすることができるものとする、この場合において、議決権行使の届出をしようとする者は、1 の届出がされた社債を有することを疎明しなければならぬものとする。

3 議決権行使の届出がされなかった社債に係る議決権

1 の届出がされた社債を有する者は、議決権行使の届出をしなければ、当該社債に係る議決権を行使

することができないものとする。^{(注2)(注3)}

4 更生債権者表等の記載

裁判所書記官は、議決権行使の届出があつた場合には、更生債権者表又は更生担保権者表にその旨及び届出のあつた氏名又は名称及び住所を記載しなければならぬものとする。^(注4)

(注1) ただし、当該社債管理会社が管理をすべき社債が、商法第二九七条ただし書に規定する場合に該当する場合（社債管理会社の設置が強制されない場合）を除くものとする。

(注2) ただし、1 の届出がされた社債を有する者が社債管理会社による債権届出とは別に債権届出をしていた場合には、この限りでないものとする。

(注3) 社債管理会社が商法第三〇九条ノ二に規定する社債権者集会の決議により総社債権者のために議決権を行使することの授權を受けた場合には、社債管理会社が総社債権者のためにする議決権行使のみが認められるものとする。

(注4) 更生債権者表及び更生担保権者表の記載事項に議決権行使の届出の有無を追加するものとし（第一三二条）、議決権行使の届出については、届出名義の変更の規定（第一二八条）を準用するものとする。

〈結 論〉

賛成する。

〈理 由〉

社債権者の手続参加についての制度の新設である。商法三〇九条ノ二では社債権者集会の決議で社債管理会社が更生手続参加の一切の行為の授權をうける必要があるが、同集会の定足数の確保が困難である。また商法三〇九条第一項、三〇九条ノ五では個々の社債権者を表示しないで社債管理会社は更生債権の届出ができるが、これを受けた裁判所は個々の社債権者に更生計画案の送達、期日の呼出し等をするようになるが、社債権者が多数であることと、これが把握しきれず実際上できない。そこで試案のように公告をして議決権の届出をさせ、これのない者には議決権を行使させないという方法がよいと考えられる。

第 36 代理委員

1 代理委員の選任命令

共同の利益を有する更生債権者、更生担保権者又は株主が著しく多数であり、かつ、代理委員を選任することが相当であると認められるときは、裁

2 職権による代理委員の選任

判所は、当該共同の利益を有する更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、相当の期間を定めて、代理委員の選任を命ずることができるものとする。

(1) 裁判所は、1 による命令を受けた者のうち代理委員を選任しない者がある場合において、これらの者について代理委員を選任しなければ更生手続の進行に支障があると認めるときは、相当と認めざる者を、その同意を得て、代理委員に選任することができるものとする。

(2) (1) により代理委員が選任された場合には、当該代理委員は、その者のために代理委員が選任されている者（以下「本人」という。）が第一六〇条第一項の規定により選任したものとみなすものとする。

(3) 本人は、それぞれいつでも(1)により選任された代理委員を解任することができるものとする。

(4) (1) により選任された代理委員は、正当な理由があるときは、裁判所の許可を得て辞任することができるものとする。

(5) (1) により選任された代理委員の報酬及び費用の

請求権等については、次のようにするものとする。
甲案（共益債権とする考え方）

ア (1)により選任された代理委員は、管財人に対して相当の報酬を請求することができるものとする。その報酬の額は、裁判所が定めるものとする。

イ 民法第六四九条及び第六五〇条の規定は、(1)により選任された代理委員が本人のために更生手続に属する行為について準用するものとする。この場合において、これらの規定中「委任者」とあるのは「管財人」と読み替えるものとする。

ウ (1)により代理委員が選任された場合における、当該代理委員と本人との間の関係については、民法第六四四条から第六四七条まで及び第六五〇条の規定を準用するものとする。

エ アの報酬及びイの費用請求権は共益債権とするものとする。

乙案（原則は本人の負担とし、暫定的に一部を共益債権とする考え方）

ア (1)により選任された代理委員は、本人に対し

て相当の報酬を請求することができるものとする。その報酬の額は、裁判所が定めるものとする。

イ (1)により代理委員が選任された場合における、当該代理委員と本人との間の関係については、民法第六四四条から第六四七条まで、第六四九条、第六五〇条及び第六五四条の規定を準用するものとする。

ウ ア又はイにおいて準用する民法第六四九条及び第六五〇条の規定にかかわらず、(1)により選任された代理委員は、更生計画認可の決定があるまでの間、裁判所の許可を得て、共益債権者として、アの報酬又は更生手続に属する行為をするために必要な費用を請求することができるものとする。管財人は、更生計画認可の決定後、本人に対して当該報酬又は費用の全額の償還を請求することができるものとする。

〈結論〉

原則として賛成する。

〈理由〉

賛成であるが、裁判所の職権による代理委員選任制度は、代理の本人にあたる更生債権者・更生担保権者の意思もあるので、選任後に本人から解任ができるようにしたとしても、行き過ぎであると考ええる。

第37 関係人集会

1 財産状況報告集會制度の創設

第一回関係人集会に代えて、民事再生法と同様に、財産状況報告集會の制度を設けるものとし（民事再生法第一二六条参照）、財産状況報告集會が招集されない場合には、管財人は、関係人説明会（民事再生規則第六一条参照）を開催したり、財産状況等に関する報告書の要旨を利害関係人に送付するなどの情報提供のための適切な措置をとらなければならぬものとする（同規則第六三条参照^(注)）。

2 関係人集会の招集

裁判所は、管財人、関係人委員会、一定額の債権を有する更生債権者若しくは更生担保権者又は一定数の株式を有する株主による申立てがあつたときは、関係人集会を招集しなければならないものとし、これらの申立てがない場合であつても、相当と認め

ときは、関係人集会を招集することができるものとする（民事再生法第一一四条参照）。

3 審理のための集會と決議のための集會の一体化

更生計画案審理のための関係人集会と決議のための関係人集会とを一体化するものとする。

(注) 第一回関係人集会においては、管財人が更生会社の業務・財産に関する情報等を報告する（第一一七条）とともに、裁判所は管財人の選任等に関して利害関係人から意見を聴取しなければならない（第一一八条）ところ、更生会社の取締役等を管財人に選任した場合には、利害関係人の意見を聴取する必要性が特に高いことから、財産状況報告集會を招集しないときは、開始決定の公告及び送達と併せて、管財人の選任について裁判所に対して一定期間内に書面で意見を述べることが旨を利害関係人に通知するものとする。

〈結論〉

賛成する。但し意見がある。

〈理 由〉

第一回関係人集会を任意的なものとしてよい（代替的に関係人説明会を必要的なものとする。民事再生法規則六三条）。管財人に更生会社の取締役を選任したときは、関係

人が必ず意見を示せるようにしなければならない（現行一八八条参照）。また、審理と決議のための集会は一体化してよいが、必須のものとしておかなければならない（但し書面投票制度は導入してよい）。

第38 議決権の不統一行使

議決権を有する更生債権者、更生担保権者及び株主は、その有する議決権の一部を更生計画案に同意するものとして行使し、残部については不同意とし、又は棄権することができるものとする。この場合においては、更生計画案の決議のための関係人集会期日の一定期間前に裁判所に対して書面でその旨を通知しなければならぬものとする。

〈結論〉

賛成する。

〈理由〉

更生債権等につき開始決定後の売買が多数行われている。このときの譲渡前の債権や、また合併前の会社の債権もあり、関係人集会前に更生計画の決議の賛否につき、管財人は予め交渉して認否の予定を計算するが、この予定が上記

の債権売却等で崩れることがある。そこで売却前の債権者との合意に従って新買受人が議決権を行使できるようにするために試案の改正案を導入してよい。

議決権は、更生計画案に賛成するもの以外は、反対として処理される（二〇五条）から、不統一行使は権利の一部放棄と同一であって許されてよい。

第39 基準日による議決権者の確定

1 基準日の指定

裁判所は、相当と認めるときは、決議のための関係人集会の期日（書面投票を認める旨の決定又は書面による決議に付する旨の決定をした場合には、投票期間又は回答期間の始期）前の一定期間内の日（以下「基準日」という。）において、更生債権者表、更生担保権者表又は株主名簿（端株原簿を含む。）に記載され又は記録されている届出をした更生債権者及び更生担保権者並びに株主をもって、議決権を行使することができる者とみなすことができるものとする。

2 基準日の公告

裁判所は、1の基準日を定めた場合には、その日

をその二週間前に公告しなければならぬものと
(注)する。

(注) 株主名簿の閉鎖(第一三〇条)に関する規定は削除し、株主の参加の許可(第一三一条の二)に関する規定については、所要の見直しを行うものとする。

〈結論〉

賛成する。

〈理由〉

上記第38の〈理由〉に記載した事情もあるし、またそれ以外の場合であっても、基準日の制度により更生計画案に対する法定多数の固定がなされやすくなる。

第40 関係人委員会 (仮称)

裁判所は、更生債権者、更生担保権者又は株主をもつて構成する委員会がある場合には、利害関係人の申立てにより、各委員会が更生手続に関与することを承認することができるものとし、承認の要件及び承認を受けた委員会の権能・地位については、再生手続における債権者委員会(民事再生法第一八条)と同様のものとする(注1)ほか、次のとおりとする。

1 管財人による関係人委員会(仮称)の意見の聴取

裁判所の承認があったときは、裁判所書記官は、その旨を管財人に通知しなければならないものとし、この通知があったときは、管財人は、遅滞なく、更生会社の業務及び財産の管理に関する事項について、承認を受けた委員会(以下「関係人委員会(仮称)」という。)の意見を聴くものとする。

2 管財人の関係人委員会(仮称)に対する報告義務

管財人は、会社更生法の規定により財産目録、貸借対照表又は報告書を作成して裁判所に提出したときは、遅滞なく、当該書類を関係人委員会(仮称)にも提出しなければならないものとする。ただし、当該書類について、関係人委員会(仮称)の委員その他の利害関係人がその閲覧を行うことにより、更生会社の事業の維持更生に著しい支障を生ずるおそれ又は更生会社の財産に著しい損害を与えるおそれがある部分があるときは、当該部分を除いたものを作成して提出することができるものとする。

3 報告命令の申出

関係人委員会(仮称)は、更生債権者、更生担保権者又は株主全体の利益のために必要があると認め

るときは、裁判所に対し、更生会社の業務及び財産の管理状況その他更生会社の事業の更生に関し必要な事項について第一八一条の規定により管財人に報告を命ずるよう申し出ることができるとし、裁判所は、申出があつた場合において、当該申出に相当の理由があると認めるときは、当該申出に係る事項について第一八一条の規定により管財人に報告を命ずるものとするものとする。

4 費用の償還

関係人委員会（仮称）が更生会社の更生に貢献したときは、当該関係人委員会（仮称）の更生手続に対する関与に要する費用を負担した更生債権者・更生担保権者又は株主その他の者は、裁判所がその貢献した程度を考慮して相当と認める額の範囲内で、共益債権者として当該費用の償還を請求することができるものとする。

（注1） 承認の一要件として、更生債権者をもって構成する委員会は更生債権者全体の利益を、更生担保権者をもって構成する委員会は更生担保権者全体の利益を、株主をもって構成する委員会は株主全体の利益をそれぞれ適切に代表すると認められることを要求するものとする。

すなわち、承認の対象となる委員会については、更生債権者・更生担保権者又は株主がそれぞれ別の委員会を構成することを前提とし（第一五九条二項ただし書参照）、他方で、より細分化された委員会は、承認の対象としないものとする。

（注2） 申出があつたときは、裁判所書記官は、その旨を管財人に通知しなければならないものとする。

（注3） これと併せて、代理委員等の報償金等の制度（第二八七条）についても、所要の見直しを行うものとする。

〈結論〉

賛成する。

〈理由〉

アメリカ連邦破産法、ドイツ倒産法に同様の制度があり、民事再生法一一八条に債権者委員会の制度もあるので、これを導入して活用するのがよい。現行法の運用でも任意の機関として多数利用されている。

第41 社債管理会社の費用償還請求権及び報酬請求権

求権

1 費用償還請求権の共益債権化の事前許可

更生手続開始後、商法第二九七条に規定する社債

管理会社が裁判所の許可を得て社債管理事務を行った場合には、当該行為によって生じた更生会社に対する費用償還請求権は、共益債権とするものとする。

2 費用償還請求権の共益債権化の事後許可

1 にかかわらず、社債管理会社が更生会社の更生に貢献したときは、当該社債管理会社は、裁判所がその貢献した程度を考慮して相当と認める額の範囲内で、共益債権者として費用の償還を請求することができるものとする。

3 報酬請求権の共益債権化の許可

更生手続開始後における社債管理会社の報酬請求権は、裁判所が相当なものとして許可をした限度において共益債権とするものとする。

〈結論〉

賛成する。

〈理由〉

社債管理会社の費用は、発行会社が負担する（商法三三六条第一項）。商法三〇九条第一項、三〇九条ノ二、第一項は社債管理事務を法定しているが、これは社債権者の利益のためである。開始後の費用を共益債権とするためには

管財人の業務の事務負担に役立つ程度でみとめられるべきであるから、一定の要件を設ける必要がある。「更生に貢献」の文言は検討する必要がある。
更生会社の財産の調査及び確保関係

第42 財産評定及び更生担保権に係る担保権の目的の評価

1 財産評定における評定の在り方

管財人は、更生手続開始後遅滞なく、更生会社に属する一切の財産につき更生手続開始の時における時価^(注1)による評定をしなければならないものとする（第一七七条参照）。

2 企業全体価値の評定

裁判所は、管財人に対し、更生計画案の基礎を明らかにするため、裁判所の定める時期における更生会社の事業全体の価値（更生会社の将来収益を基礎にして算定するものとする。）^(注2)を評定すべきことを命ずることができるものとする。^(注3)

3 清算を前提とする評定

裁判所は、管財人に対し、2の評定に併せて、更生会社に属する一切の財産について処分価額による

4 更生担保権に係る担保権の目的の評価基準
 更生担保権に係る担保権の目的の価額は、更生手続開始の時における時価とするものとする（第一二四条の二参照）。
（注2）
 評定をすべきことを命ずることができるものとする。

（注1）「時価」概念について、さらに具体的な規定を設けるか否かについては、なお検討するものとする。

（注2）管財人は、評定の結果に基づいて貸借対照表を作成しなければならないものとする（第一七八条第一項参照）。

（注3）更生会社の事業全体の価値から更生会社の資産の総額を控除した額を暖簾として貸借対照表に計上するものとする。

（補足）

・ 従来、更生手続における財産評定の目的としては、①更生会社の資産状態を正確に把握すること、②更生会社の会計の具体的基礎を与えること、③利害関係人（更生担保権者及び株主）の権利範囲を明確化すること、④更生計画の遂行可能性を判断する前提とすること、⑤権利分配の公正、衡平を判断する前提とすることが指摘されており、これとともに⑥清算価値による財産評定を行うことの有用性も指摘されていた。

・ 今回の案は、上記の目的のうち①、②及び③（更生担保権者の権利範囲については4で1と同様の基準によるとしている。）は1による財産評定により、④及び⑤は2による財産評定により、⑥については3による財産評定によると整理するものである。

・ 1による財産評定は、更生計画認可後の更生会社の会計、計算書類作成の基礎となるものであるのに対し、2及び3の財産評定は、更生計画案の遂行可能性、合理性を判断する補助資料の提供及び開示という純粋に手続的な目的から行う財産評定であることから、後者については最高裁判所規則で定めることが考えられる。

〈結論〉

賛成する。さらに更生計画作成のために基準日制度を設け、基準日における財産評定を規定することがよい。

〈理由〉

更生会社の財産状態を開始等に評価し(A)、これが更生会社の会計の出発点となり、同時に更生債権や更生担保権の権利の大きさが明らかとなる。ついで更生計画作成のための財産評価を必要(B)とする。そのための基準日を設けることがよい。かつ、清算価値は開始時及び更生計画作成時にも必要であり、また清算を目的とする更生計画のためにも

必要である(C)。

しかし、(A)と(B)の両者とも継続企業価値によるとしても、その具体的な算定方法について明確に定まったものはない。また、担保権者の評価は市場における目的の交換価値を基準としているから、収益還元法では直ちにこれと一致しない。そこで、(注1)の時価(試案中の1と4)について、実際には(A)の中でも更生会社の出発点としての企業の評価と担保権の範囲を示すそれとは別の評価をすることになる。

第43 担保権の目的である財産の特別な換価制度

(仮称)

1 申立て

管財人は、①更生手続開始当時、更生会社の財産の上に特別の先取特権、質権、抵当権又は商法の規定による留置権(以下「担保権」という。)が存する場合において、②担保権の目的である財産を使用、収益又は処分することが更生会社の事業の更生のために必要であるときは、③更生計画案について決議をするための関係人集会を招集する旨の決定又は更生計画案を書面による決議に付する旨の決定がされ

るまでの間において、④当該財産の更生手続開始時における価額に相当する金銭を裁判所に納付することにより、当該財産の上に存する担保権を消滅させることについての許可の申立てをすることができるとする。^(注1)

2 担保権の消滅時期

担保権は裁判所に対する金銭の納付があったときに消滅するものとする。

3 裁判所による配当等の手続

裁判所は、更生手続が終了(更生手続の廃止、更生計画の不認可、更生手続の終結等)した場合には、当該財産上に担保権を有する者に対する配当又は弁済金の交付(以下「配当等」という。)を実施しなければならぬものとする(民事再生法第一五三条参照)。ただし、更生計画により更生担保権者等の権利が変更された後においては、更生計画による権利変更後の被担保債権を配当等の前提とするものとする。^(注2)

4 価額決定の申立て

当該財産上に担保権を有する者は、管財人が1の許可を申し立てる際に示した当該財産の価額につい

て異議があるときは、裁判所に対し、当該財産について、の価額の決定を請求することができる（注３）（注４）ものとする。

（注１） 民事再生法における担保権消滅請求制度と同様に、根抵当権の元本確定について、所要の規定を整備するものとする（同法第一四八条第六項・第七項参照）。

（注２） 裁判所書記官が納付された金銭を供託すべきものとした上で、供託金の払渡しについては裁判所が管理をし、裁判所の支払委託に基づいて供託所が供託金の支払いをするものとするとの制度（民事執行法第九一条第一項、第九二条第一項、供託規則第三二条第一項参照）を設けるか否かについては、なお検討する。

（注３） 民事再生法における担保権消滅請求制度と同様に、価額決定に関する手続を設けるものとする（同法第一四九条から第一五一条まで参照）。

（注４） なお、この制度を設けることに伴い、商事留置権消滅請求制度（第二六一条の二）は廃止するものとする。

（補足）

本案は、更生手続では、①即時に担保権者に満足を得させることができない（第一一二条、第一二三条第三項参照）こと、②担保権付きの債権も更生計画により権利変更を受けうることに伴い、再生手続に設けられた担保

権消滅請求制度を参考にしつつ、所要の修正をしたものである。

すなわち、更生手続においては、更生手続が終了しない限り、担保権を有する債権者は担保権を履行して満足を得ることができない地位にあり、納付された金銭から満足を得る必要がないと考えられるため、納付された金銭の配当等の手続は、更生手続が終了したときに裁判所が行うこととしている。

また、更生計画認可後は、更生計画に従って従前の権利が変更されることから、当該財産を目的とする担保権に係る被担保債権は更生計画の条項に従って変更したものととして、配当等を実施しなければならないものとしている。

〈結論〉

賛成する。

〈理由〉

営業譲渡の対象財産に担保権が設定されていると、その担保権の抹消とそれに代わる担保権の設定が必要となる。

これを短時間のうちに行わなければならない。代担保の合意に時間を要することが多い。この代担保を金銭としたのが試案である。そうしないと、代担保の目的の評価の問題

や瑕疵の問題を生じるので、包括的な代担保権設定制度でなく、試案のようにしてよい。

更生計画関係

第44 更生計画による更生債権等の弁済期間

更生計画によって債務が負担され、又は債務の期限が猶予されるときは、特別の事情がある場合を除き、担保があるときはその担保物の耐用期間（ただし、更生計画認可の決定から一五年を超えることができない）、担保がないときは又は担保物の耐用期間が判定できないときは更生計画認可の決定から一五年を超えない範囲で、その債務の期限を定めるものとする（第二一三条参照）。

〈結論〉

賛成する。

〈理由〉

現行法は最長二〇年（二一三条）である。民事再生法は一〇年（民事再生法一五五条第一項）である。経済の循環のスピードが早くなっているが、更生では債権も担保権も計画の弁済対象となることから二〇年と一〇年の中間でよ

いといえるが、特別の事情のあるときは、現行法どおり二〇年も許されてよい。

第45 更生計画に基づいて発行する社債の償還期限

更生計画により社債を発行する場合には、その償還期限を制限しないものとする（第二一三条参照）。

〈結論〉

賛成する。

〈理由〉

試案第44が、一五年以内の償還に制限されるが、社債市場の発展からそれ以上の場合も考えられてよいので、これを関係人集会の判断に委ねて、それ以上の償還期間でもよいと解する。

第46 更生計画に基づいてする新株発行

更生計画により新株を発行する場合において、新株の払込期日を更生計画認可の決定の日から3月以上を経過した日としなければならないとする規定（第二一二条第二項第二号・第三項第三号）を削除するものと

する。

〈結論〉

賛成する。

〈理由〉

現行法は、払込みに資金調達の間を与えたものであるが、実務上これを更生計画で短縮して早い増資が行われている。とくにスポンサーによる新規払込が大勢であり、上記の期間は必要がないためである。

第47 更生計画案の提出時期

1 管財人の提出時期

管財人は、更生手続開始の決定の日から一年以内の裁判所の定める日までに、更生計画案を作成して裁判所に提出しなければならないものとする。

2 更生会社、更生債権者、更生担保権者及び株主の提出時期

更生会社、届出をした更生債権者及び更生担保権者並びに株主は、更生手続開始の決定の日から一年以内の裁判所の定める日までに、更生計画案を作成して裁判所に提出することができるものとする。

3 提出時期の変更

裁判所は、申立てにより又は職権で、1及び2の裁判所の定める日を変更することができるものとする。

〈結論〉

賛成する。

〈理由〉

スピーディーな処理のために賛成する。

第48 書面投票制度

裁判所は、更生計画案の提出がされた場合において、相当と認めるときは、更生計画案の決議のための関係人集会に出席しなくとも、あらかじめ書面を提出すれば議決権を行使することができる旨の決定をすることができるものとする。^(注)

^(注) 書面による決議（第49参照）と同様に、書面投票を認める旨の公告や更生計画案を記載した書面の送達等について、所要の規定を整備するものとする。

〈結論〉

賛成する。

〈理 由〉

遠隔地のため、関係人集会へ現実に出席することが困難な者があるので、そのチャンスを確保するためにも妥当な制度であつて賛成する。

第49 書面による決議

裁判所は、更生計画家の提出がされた場合において、相当と認めるときは、更生計画家を書面による決議に付する旨の決定をすることができるものとする（民事再生法第一七二条参照）。

（注） 民事再生法と同様に、書面による決議に付する旨の公告や更生計画家を記載した書面の送達等（同法第一七二条第二項以下参照）について、所要の規定を整備するものとする。

〈結 論〉

賛成する。

〈理 由〉

超多数の利害関係人がある場合などに、この新制度は有効である。試案48の書面投票制度があつても、なお書面に

よる決議制度があつても不都合はない。

第50 更生計画家の可決要件

更生計画家を可決するには、更生債権者の組においては議決権を行使することができる更生債権者の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者の同意、更生担保権者の組においては更生担保権の期限の猶予の定めをする更生計画家については議決権を行使することができる更生担保権者の議決権の総額の三分の二以上に当たる議決権を有する者、更生担保権の減免その他期限の猶予以外の方法によりその権利に影響を及ぼす定めをする更生計画家については議決権を行使することができる更生担保権者の議決権の総額の四分の三〔五分の四〕以上に当たる議決権を有する者、清算的更生計画家（第一九一条参照）については議決権を行使することができる更生担保権者の議決権の総額の一〇分の九〔五分の四〕以上に当たる議決権を有する者の同意、株主の組においては議決権を行使することができる株主の議決権の総数の過半数に当たる議決権を有する者の同意を得なければならぬものとする（第二〇五条参照）。

（注）更生担保権の減免その他期限の猶予以外の方法によりその権利に影響を及ぼす定めをする更生計画案及び清算的更生計画案についての更生担保権者の組における可決要件については、なお検討する。

〈結論〉

賛成する。清算型の更生計画については五分の四に賛成する。

〈理由〉

機動的に再生計画が認可されやすくなるために、更生債権につき過半数、更生担保権につき三分の二（期限の猶予）、四分の三（期限の猶予以外）でよい。また、清算計画につき全員同意は困難であり、五分の四に賛成する（この点は、法務省へ示した意見は一〇分の九としたが、上記の理由で変更する。）。

第51 更生計画認可の決定に対する株主の即時抗告権

更生会社がその財産をもって債務を完済することができない場合には、株主は、更生計画認可の決定に対し即時抗告をすることができないものとする。ただし、

第二二九条本文に違反することを理由としてする場合には、この限りでないものとする。

〈結論〉

賛成する。

〈理由〉

株主は開始決定については、債務超過でも即時抗告権を認めるべきであるが、更生計画認可については、債務超過では更生計画の決議に加われないのであるから、認可に異議を出せないと考えるべきである。

更生計画認可後の手続、更生手続の廃止関係

第52 更生手続の終結時期（終結要件）

更生計画の遂行に関し、更生計画の定めによって認められた債権につき履行期限に遅れることなく一定の程度の履行がされた場合には、特段の事情がない限り、その履行がされることが確実である（第二七二条第一項本文参照）と推定するものとする。

〈結論〉

賛成する。

〈理 由〉

早い時期に更生会社から脱却できるのがよい。各権利ごとにみるのは煩雑すぎる。

第53 更生手続終了後の査定の手続及び異議訴訟の帰趨

1 査定の手続の帰趨

更生債権等の査定の手続及び第七二条第一項第一号の査定の手続は、更生手続が終了（更生手続の終結、更生手続の廃止、更生計画の不認可、更生計画認可決定の取消し、更生手続開始決定の取消し）した場合には、当然に終了するものとする。

2 異議訴訟の帰趨

(1) 管財人が当事者となっている場合

1の査定の裁判に対する異議の訴えに係る訴訟手続で管財人が当事者となっているものは、更生手続が終了した場合には、更生会社においてこれを受け継がなければならないものとする。

(2) 更生債権者、更生担保権者又は株主が当事者となっている場合

更生計画認可前に更生手続が終了した場合には、

更生債権等の査定の裁判に対する異議の訴えに係る訴訟手続で更生債権者、更生担保権者又は株主が当事者となっているものは、当然に終了するものとする。ただし、更生債権者又は更生担保権者が、その権利の内容の確定を求めるため、更生手続開始当時に係属していた訴訟を受継したときは、更生会社においてこれを受け継がなければならないものとする。

〈結 論〉

賛成する。

〈理 由〉

現行法には規定がなく、立法化は妥当である。

第54 更生手続終了後職権破産宣告までの間の財産保全

裁判所は、破産宣告前の更生会社について更生手続開始の申立ての棄却の決定をした後、第二三条第一項本文の規定により破産の宣告をするまでの間、利害関係人の申立てにより又は職権で、破産法第一五五條（宣告前の保全処分）に規定する保全処分を命ずるこ

とができるものとする。^(注1) 破産宣告前の更生会社について更生手続廃止若しくは更生計画不認可の決定が確定し、又は破産宣告後の更生会社について第二十七条の規定による更生手続廃止の決定が確定した後、第二三条第一項本文又は第二六条第一項の規定により破産の宣告をするまでの間も、同様とするものとする。^{(注2)(注3)}

(注1) 裁判所は、更生手続開始の申立ての棄却の決定を取り消す決定があった場合又は更生手続開始の申立ての棄却の決定が確定した後第二三条第一項本文の規定による破産の宣告をしないこととした場合には、職権で、この項前段による保全処分を取り消さなければならぬものとする。この取消しの決定に対しては不服申立てを許さないものとする。

(注2) 裁判所は、第二三条第一項本文の規定による破産の宣告をしないこととした場合には、職権で、この項前段による保全処分を取り消さなければならぬものとする。この取消しの決定に対しては不服申立てを許さないものとする。

(注3) 保全処分の変更又は取消し、即時抗告（執行停止効）、送達等について、所要の規定を整備するものとする。

〈結論〉

賛成する。

〈理由〉

現行法は、破産宣告を受けていない会社につき、二三条第一項で職権破産が、また破産宣告を受けた会社につき二七七条の更生廃止により、二六条第一項で職権破産が規定されている。これらの職権による破産宣告までの間、財産の管理処分権は更生会社に復帰するので、破産管財人に引き継ぐまでの間の保全処分が必要である。しかし、二三条第一項では、破産宣告は任意的であるから、なされた保全処分は（注1）、（注2）のように取消される必要がある。なお破産宣告前の保全処分には保全管理人の選任（破産法一五五条の、その他の保全処分）は可能である。